

大分大学医学部附属病院救急救命士気管挿管受託実習生受入細則

令和 2 年 1 月 2 9 日 制定

令和 2 年医学部附属病院細則第 1－4 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成 1 6 年医学部規程第 1－2 2 号）第 1 6 条の規定により、消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 9 条第 1 号に規定する消防本部の長からの委託申請に基づく、救急救命士の気管挿管に係る実習（以下「気管挿管実習」という。）の実習生（以下「受託実習生」という。）の受入れに関し、必要な事項を定める。

(実習内容)

第 2 条 実習内容は、救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び実習要領について（平成 1 6 年 3 月 2 3 日付け医政指発第 0 3 2 3 0 4 9 号厚生労働省医政局指導課長通知）並びに消防本部の長及び大分県メディカルコントロール協議会会長（以下「消防本部の長等」という。）が作成した実習要領によるものとする。

(申請及び許可)

第 3 条 消防本部の長は、気管挿管実習を大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に委託しようとするときは、別に定める救急救命士気管挿管病院実習依頼書により、大分大学医学部附属病院長（以下「病院長」という。）に申請するものとする。

2 病院長は、前項の申請があったときは、本院の業務に支障がないと認められる場合に限り、当該受託実習生の受入れを許可することができる。

(実習期間)

第 4 条 実習期間は、気管挿管実習の開始日から気管挿管の必要成功症例数（患者に有害結果を与えることなく、2 回以内の試行で気管挿管を完了したものをいう。）を経験するまでの期間とする。ただし、気管挿管実習の進捗状況により、必要成功症例数を経験することなく実習期間を短縮し、又は必要成功症例数の経験を超えて実習期間を延長することができる。

2 受託実習生の実習期間は、1 年以内とする。ただし、受入れを許可する日の属する年度を超えないものとする。

(受託実習料)

第 5 条 消防本部の長が納付する受託実習料は、気管挿管の成功症例 1 例につき 1 1, 5 5 0 円（消費税を含む。）とする。ただし、消防本部の長から当該受託実習料より高額な納付の申出があった場合は、その金額とする。

2 前項の実習料は、気管挿管実習終了後、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）による請求のあった日から起算して 2 0 日以内に納付しなければならない。

(受託実習生の遵守義務)

第 6 条 受託実習生は、法人の内部規則等を遵守の上、病院長の指示に基づき、気管挿管実習を行わなければならない。

2 受託実習生は、実習期間中に知り得た本院、患者等の秘密又は個人情報等を他に漏らしてはならない。実習期間終了後も同様とする。

(気管挿管実習の停止等)

第 7 条 病院長は、受託実習生が前条の規定に違反し、又は受託実習生としてふさわしくない行為があったときは、当該受託実習生の気管挿管実習を停止させ、又は受入れの許可を取り消すことができる。

2 病院長は、前項の規定により気管挿管実習を停止させ、又は受託実習生受入れの許可を取り消したときは、消防本部の長等に通知しなければならない。

(気管挿管実習の辞退)

第8条 受託実習生は、当該実習を中止しようとするときは、別に定める救急救命士気管挿管実習辞退願を提出し、病院長の承認を受けなければならない。

2 病院長は、前項の救急救命士気管挿管実習辞退願を承認したときは、消防本部の長等に通知しなければならない。

(事故等の処理)

第9条 受託実習生の故意若しくは過失により人的損害を生じた場合又は施設、器物等をき損した場合は、消防本部が責任を負うものとする。ただし、本院の指導医等の指示、指導、監督等に起因する事故については、本院が責任を負うものとする。

2 前項の規定により難いときは、事故等発生の要因の度合いに応じ、本院及び消防本部が十分に協議を行い、誠実に対応するものとする。

(病院実習実施記録簿及び気管挿管実習記録)

第10条 本院は、別に定める病院実習実施記録簿を作成するものとする。

2 受託実習生は、実習内容を別に定める気管挿管実習記録に記録し、その内容について担当指導医の確認を受けるものとする。

(報告)

第11条 麻酔科長は、気管挿管実習が終了した場合において、当該実習生を総合的に判断の上、気管挿管実習を終了して現場で医師の具体的な指示の下に気管挿管を行うことが可能であると判断したときは、別に定める気管挿管病院実習修了報告書に病院実習実施記録簿を添えて、病院長に報告するものとする。

(気管挿管病院実習成功症例証明書の交付)

第12条 病院長は、消防本部の長等又は受託実習生の請求に基づき、必要に応じて別に定める気管挿管病院実習成功症例証明書を交付するものとする。

(気管挿管病院実習修了証書の交付)

第13条 病院長は、所定の症例数の対象症例について気管挿管が成功したとして麻酔科長から報告を受けた受託実習生について、別に定める気管挿管病院実習修了証書を、消防本部の長に交付するものとする。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、受託実習生の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和2年1月29日から施行する。